

# パブリックコメントに寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

※御意見の全体像が分かるように、代表的な意見を抽出し、整理しております。

※具体的な意見内容(例)に記載された内容は、基本的に頂いた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
再生可能エネルギー政策全般		
1	<p>(今後の再生可能エネルギーの普及の目標・その実現を確実に果たすべき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化石燃料がない島国の日本にとって、自前の自然エネルギーを拡大する事はエネルギー保障問題をクリアにする上で、必須事項でもありますので、国策としてどのように自然エネルギーを伸ばすのかの大局的な視点を持ったビジョンと議論をお願いしたいです。</li> <li>再生可能エネルギーの比率を 20%以上に引き上げるという目標に対して、どういうロードマップを描いているのか、電力の自由化等の新しく始まる制度と、打ち消しあわない制度は検討されているのかが不透明である。日本のエネルギー問題の解決のために最も安心な再生可能エネルギーを、本当に大きく導入促進できるという「夢」を描けるように情報開示をしてほしい。</li> </ul>	<p>再生可能エネルギーは、エネルギー安全保障の強化や低炭素社会の創出等の観点から重要なエネルギー源であり、国民負担を抑制しつつ、最大限導入を進めていくことが政府としての基本方針です。</p> <p>FIT 制度開始後の3年で、対象となる再生可能エネルギーの導入量は2倍に増加しました。今後とも、同制度の適切な運用・見直しを図るとともに、技術開発や規制改革等を組み合わせて、エネルギーミックスにおいて示した水準(22-24%)の実現に向けて、政府を上げて取り組んでいきます。</p> <p>エネルギーミックスを着実に実現する観点から、再生可能エネルギーの導入状況、国民負担、各電源の買取価格の推移といった各指標を参照しつつ、今回の見直しから少なくとも3年毎に見直してまいります。</p> <p>頂いたご指摘を踏まえて「加えて、エネルギーミックス実現の観点から、本見直し、制度改革に終わることなく、再生可能エネルギーの導入状況、国民負担、各電源の買取価格の推移といった各指標について確認を続けながら、今回の見直しから少なくとも3年ごとに制度を見直していく。」と追記いたしました。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
2	<p><b>(再生可能エネルギーの積極的な技術開発による産業育成を行うべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本の特有かつ強みのあるエネルギーの積極的開発を行う事が、世界競争力を高めることになる。日本は海に囲まれ、地熱、水力も豊富な国である。特に海洋エネルギー利用分野での技術力向上は、世界競争力を高める事が可能であり、他の島国等へも輸出可能ではないか。ぜひ、強みを活かした国内産業育成を期待したい。</li> </ul>	<p>再生可能エネルギーの技術開発を進めることで、新しい産業の立地や雇用創出などの経済の活性化に貢献することができます。例えば、地熱発電のタービンでは世界シェアの約7割を日本企業が占め、海外への輸出も行っています。エネルギー関連産業の更なる競争力強化や海外展開を通じた経済成長の後押しに向けて、引き続き、蓄電技術・省エネ技術との組合せを含め、我が国が強みを持つ再生可能エネルギー発電技術の開発を進めてまいります。なお、海洋エネルギーについては、現時点ではコストが高く、我が国のみならず、世界においても、実用化・商用化に向けた技術開発を進めているフェーズにあり、まずは技術開発、実証研究を進めていくことが重要です。</p>
<b>FIT 制度の見直しにあたって</b>		
3	<p><b>(本制度改革に賛成。速やかに実施すべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>偏重導入が著しい太陽光発電に対して、認定制度の見直しや買取価格決定方式の見直しを行うなど、国民負担抑制のための改革を行うことに全面的に賛同し、現行の固定買取制度について、再エネ導入と国民負担の両立の観点から抜本的に見直す方向が示されたことは高く評価される。</li> <li>本報告にあるような取り組みを迅速で且つ確実に進められるよう強く要望する。</li> </ul>	<p>エネルギーミックスにおける 2030 年の再生可能エネルギーの導入水準の実現のためには、FIT 制度を適切に見直し、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を実現することが必要です。エネルギーミックスを踏まえた電源間でのバランスの取れた導入、国民負担の抑制のためのコスト効率的な導入、電力システム改革の成果を活かした効率的な電力の取引・流通の実現という観点から、法制度上、必要になる作業を含め早急に見直しを行ってまいります。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
4	<p><b>(制度の廃止又は過度な賦課金負担の軽減につながる制度改革をすべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力料金への賦課金は、2015年度で1.58円/kWhに達していますが、制度発足時に想定されていた0.7円/kWh以上とならないように、賦課金の上限値を設けた運用を希望します。</li> <li>・ 現行制度は、発電事業者の申し込みがある限り賦課金が限りなく増え続けるもので、大きな問題があると思います。このような制度は即刻廃止すべきと考えます。もしくは賦課金に上限を設け、その範囲内で運用していく、運用できる仕組みを整えて頂きたいと、強く要望します。</li> </ul>	<p>FIT制度については、創設以来3年間で、対象となる再生可能エネルギーの導入量が倍増するといった成果をあげてきており、エネルギーミックスにおける2030年度の再生可能エネルギーの導入水準の実現にむけ、FIT制度には引き続き重要な役割が期待されます。</p> <p>エネルギーミックスの検討においては、再生可能エネルギー拡大のために投ずる費用としてFIT買取費用を2030年度、3.7兆円～4.0兆円と設定しているところ、本年度（2015年度）には買取費用総額が既に年間1.8兆円にも達しており、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の両立が必要です。このため、未稼働案件の排除・防止を行うとともに、入札制度の導入などコスト効率的な導入を促進していきます。</p>
5	<p><b>(見直しの趣旨や具体的内容を関係者へ周知徹底すべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見直し趣旨や具体的内容など新制度への移行にあたっての再エネ事業者や国民各層に対する周知徹底や丁寧な説明は、すべて行政の責任において万全の対応がなされなければならない。</li> </ul>	<p>制度見直しの検討に当たっては、当審議会において公開での議論に加えて、説明会や講演、各種再生可能エネルギー関連イベント等を通じて、周知や広報を行っております。再エネ事業者を始め、電気事業者・金融機関・メーカー等の関係者の方々、賦課金をご負担いただく国民の皆様に見直しの趣旨や内容をしっかりとご理解いただけるよう、引き続き周知・広報に努めてまいります。</p> <p>頂いたご指摘を踏まえて「制度変更については、再生可能エネルギー事業者等の発電事業者、金融機関、メーカー等関係者が、見直しの趣旨を正しく認識し、再生可能エネルギー導入拡大に対してマイナスとなる懸念が生まれまいよう必要な情報を周知・広報していく必要がある。」と追記いたしました。</p>

新認定制度の創設・未稼働案件への対応等		
6	<p><b>(未稼働案件の排除を一層推進すべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在行政が進めている未稼働案件に対する報告徴収・聴聞手続きを通じた認定取り消しは、法律改正を経ずとも実施できる未稼働案件の排除のために有効な取り組みであり、早急に更なる手続きの加速化や体制の強化を図りながら、行政の責任において未稼働案件の解消に全力を挙げるべきである。</li> </ul>	<p>太陽光発電設備の未稼働案件に対する報告徴収・聴聞手続きを通じた認定取消しについては、体制の強化を図りつつ、着実に実施してきております。平成 24 年度—25 年度の 50kW 未満の分割案件についても今後聴聞を加速し、2 年内をメドに聴聞・取消しを実施するなど、引き続き、体制の強化や手続きの効率化を図りながら、未稼働案件の解消に努めてまいります。</p> <p>説明を補足する観点から「手続きの効率化」を追記いたしました。</p>
7	<p><b>(事業者の責によらない未稼働案件は失効すべきではない。)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電設備工事の着手後に FIT 認定を取得し、電力会社との系統連系について時間を要している等の発電事業者の責に負わない理由により接続契約締結に至っていない案件については、運転開始済みの取扱いとすべきと思います。</li> </ul>	<p>現在未稼働となっている案件の中には、電力会社との間で系統接続についての調整に時間を要しているものがあることを踏まえ、電力会社と連携しつつ、系統入札プロセスを適切に実施し、その入札結果が出るまでやむを得ず時間がかかる場合には一定の猶予期間を設けることを検討します。</p>
8	<p><b>(未稼働案件の排除はどの程度効果的なのか。)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未稼働案件の「排除」により、どれくらいの系統制約の解消となり、どのくらいの後発の事業参入の障害となっていると想定されるのか？数字を明らかにして頂きたい。</li> </ul>	<p>実際にどの程度系統制約が解消されるのか等については、事業ごとに個別の事情を踏まえて発電事業者が判断するものであるため、具体的に把握することは難しいですが、平成 24 年度及び平成 25 年度に認定した太陽光発電設備のうち未稼働のものは平成 27 年 9 月時点で約 36 万件・約 4000 万 kW あります。</p> <p>説明を補足する観点から「特に平成 24 年度及び 25 年度に認定された太陽光発電設備のうち、未稼働な案件は平成 27 年 9 月時点で約 36 万件、約 4000 万 kW ある。」と追記いたしました。</p>

9	<p><b>(太陽光発電の電気保安規制上の措置の検討について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気保安上の規制措置については、実態を良く調査し、過度な規制と成らないよう慎重に扱うべきだと思う。</li> </ul>	<p>太陽光発電設備は、電気事業法に基づき、風や雪など想定される荷重に耐えることなど技術基準に適合するように維持することを求めています。昨今、自然災害に伴うパネル飛散等の公衆安全に影響を与える重大事故が発生しており、九州で発生した平成27年台風15号の風による太陽光発電設備の被害等について実態調査・分析を行っています。この結果を踏まえ、産業構造審議会・保安分科会・新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループにおいて、必要な措置を検討してまいります。</p>
10	<p><b>(事業終了後の観点から適正な廃棄を行うべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電などの設備機器について、廃棄時の環境に配慮した設備機器を奨励する政策を希望する。</li> <li>太陽光発電の大型施設において、事業終了後に大量のパネルが廃棄される可能性があり、その際有害物質を含んだパネルが破棄されその処理が課題となり得る。</li> </ul>	<p>太陽光発電設備の環境配慮設計については、これまで製造各社において各々実施してきていますが、これに加え、太陽電池モジュールの環境配慮設計について、業界としてガイドラインを作成すべく検討を進めているところで、政府としても、使用済の太陽光発電設備の廃棄、リユース、リサイクルについての検討を実施しており、関係省庁の緊密な連携の下、事業終了後のパネルの処分・廃棄への対応を進めてまいります。</p> <p>FIT制度の見直しにより、認定に当たって廃棄までの事業計画を提出していただき、計画に沿った事業実施を義務づける認定制度とすることで、事業終了後に適切な廃棄を促す仕組みにまいります。</p>
11	<p><b>(地域との共生を図るべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規制緩和の名の下に、大規模太陽光発電所が作られています。きちんと環境アセスメントは行われているのでしょうか。単に利益目的に山林など伐採され、国土保全を無視した開発がなされていないでしょうか。人家の近くに設置して、近隣の人々に迷惑をかけていないでしょうか。</li> </ul>	<p>今回の制度見直しにおいて、認定事業者を公表する制度を設けます。これにより、地方自治体が法令の遵守を確認し、他法令違反により事業の実施が困難になる場合には経産省に報告して認定を取り消すなど、地方自治体との連携強化を図っていきます。</p> <p>説明を補足する観点から「こうした取組により、地方自治体と連携し適切な事業実施を促すことが重要である。」と追記いたしました。</p>

12	<p><b>(接続契約の前置による負担金支払い発生への懸念)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 系統への接続契約締結をFIT認定の要件とするとあるが、接続締結後にFITが認定されない場合、接続のために電力へ支払った負担金はどうなるか等不確定な要素が多すぎる。</li> </ul>	<p>新しい認定制度の詳細制度の設計については、再生可能エネルギー発電事業者の安定的な事業実施を担保すべく、御指摘の点も含めて、今後検討してまいります。</p>
13	<p><b>(認定の軽微変更を認めるべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計変更や誤りではありますが容量が変わってしまうことがあります。その場合の救済策の設定ができないでしょうか</li> <li>・ 軽微変更の住所や容量記入ミスによる緩和も行なって頂けたらと考えます。</li> </ul>	<p>認定制度の見直しにより、接続契約後の事業計画の熟度が高い段階で認定を行うため、認定後の事情変更で容量が変更される可能性は現行制度に比べて低くなり、申請者においても、そのようなことがないように事業計画をよく検討して頂いた上で申請していただきたいと思えます。また、記入ミスについては、認定時に接続契約の内容との整合性を確認することになると想定されるため、記入ミスは事前に確認しやすくなると考えています。</p>
14	<p><b>(接続契約にかかる期間を短縮すべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電事業者にとって、「いつ接続契約出来るか」が、事業計画立案において大変重要となる。新たな制度運用においては、発電事業者の責によらない接続契約の遅延が無いように制度設計されることを望む。</li> <li>・ 接続検討期間、接続契約までの期間短縮を推進すべきである。</li> <li>・ 現行では、「接続申込み（同時申込み）」から「接続契約」まで、9ヶ月以内が基本とされているが、これが短縮され、一定の期日以内のなされることが約束されることが必要。</li> </ul>	<p>接続契約にかかる期間については、規模や系統の状況等により異なりますが、不当な遅延が生じないよう電力会社と連携し適切に対応してまいります。</p>

買取価格決定方式等について		
15	<p><b>(買取価格等の決定にあたっては広く意見を聞くべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>案として示された価格決定の方法について根拠を示して説明をおこない、発電事業者、電力需要家、一般消費者からそれぞれの意見を聴き取って、決めてください。</li> </ul>	<p>買取価格については、調達価格等算定委員会において、公開での議論を行っており、検討の根拠となる資料についても HP で公表しています。また、委員会においては、これまでも関係団体や有識者にご出席・ご説明いただいております。更にパブリックコメントで一般にも意見を募集した上で、経済産業省が買取価格を決定しています。</p> <p>買取価格決定方式についても同様に同委員会にて決定することが必要です。</p> <p>趣旨を明確化する観点から、「現在、買取価格については、国会同意人事にて選定された有識者のもと、公開で開催される調達価格等算定委員会にて議論されており、制度見直し後における買取価格目標や買取価格決定方式の設定にあたって同委員会における議論を通じ透明性を担保しながら制度を運用するべきである。」と追記いたしました。</p>
16	<p><b>(買取区分等を細分化するべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水力発電のさらなる導入拡大に向けて、FIT 制度の拡充、とりわけ 1,000kW~5,000kW 程度の新たな買取区分の新設について、検討を要望いたします。</li> <li>(太陽光発電について)1MW 未満の余剰買取に対応した買取価格の区分を設け、買取価格は全量買取の価格より優遇するべきである。</li> </ul>	<p>水力発電については、FIT 制度よりも初期投資への補助等による支援制度が望ましいという意見も踏まえつつ、支援のあり方について検討していきます。</p> <p>太陽光発電については、現行制度でも 10kW 以上において、余剰買取について対応可能となっています。他方、買取価格の引上げについては、国民負担の抑制の観点に加え、事業用太陽光は住宅用太陽光とは異なり一律の余剰売電比率の設定が困難であることも踏まえ、慎重な検討が必要と考えています。</p>

入札制度		
17	<p>(安さの追求は長期安定的な発電を妨げるのではないか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「入札」により、安さだけを追求することは「発電所の適切な点検・保守」を実施することを妨げる懸念がある。</li> </ul>	<p>本制度見直しにおいて、安全性の確保や発電能力の維持（適切な点検・保守、発電量の適切な計測や報告）といった適切な事業実施に向けて、遵守すべき基準や事項を定め、違反した場合の改善命令や認定取消等の事業者に対する遵守確保のための規律を及ぼすような仕組みを検討します。入札対象電源においても、その遵守確保の規律は適用されます。再生可能エネルギーの長期安定的な発電や適切な事業実施を図ります。</p>
18	<p>(地域密着型の発電事業に配慮するべき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「入札制度の導入」について、事業用の大規模太陽光発電は入札制度を導入しても、小規模や家庭用、また地域密着型の太陽光発電は入札制度の導入を避けるべきである。</li> <li>太陽光への入札制度導入について。大規模太陽光発電設備であっても、地域密着型、地産地消の発電事業については、入札制度は適当ではありません。</li> </ul>	<p>地域電源については、その発電ビジネスの中核となっているような小規模な発電設備には一定の配慮を行うべきと、審議会においても指摘があり、入札制度導入にあたっては、比較的大規模な発電設備から入札制度の対象とすることを想定しています。</p> <p>具体的な入札参加要件等については、再生可能エネルギーの導入実態や、諸外国の取組を踏まえながら調達価格等算定委員会の意見を聴き、決定してまいります。</p>
19	<p>(入札制度導入については慎重に検討するべき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札方式を採用することによって、再エネの導入予定量をあらかじめ決定されることになるが、決定された導入量によっては再エネ促進を阻害することにつながりかねない。</li> <li>入札制度に関しては、FIT 制度開始から 15 年以上経っているドイツにおいて試験的に導入されているが、必ずしもコスト効率的な導入に結びついていない、或いは中小の事業者の参入機会を阻害している。</li> </ul>	<p>入札制度は、中期的な自立電源化を目指して、買取価格の低減を図るものです。コストが下がれば需要が拡大し、むしろ導入が促されるものと考えています。</p> <p>入札制度の実施にあたっては、再生可能エネルギーの導入実態や諸外国の取組を踏まえ、調達価格等算定委員会の意見を聴きながら決定してまいります。</p>

20	<p><b>(入札制度・トップランナー方式に賛成・国民負担抑制を確実に果たすべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「事業用」太陽光発電への導入について記載されている入札制度を設計する際には、国民負担抑制を確実に果たすための制度設計を行うことが必要である。</li> <li>再生可能エネルギーの買取価格を欧州価格に近づけるため、トップランナー方式や入札制度を導入することには全く異存ありません。</li> </ul>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るためにはコスト効率的な導入拡大が必要であり、本文でも「特に導入とコスト低減が進んでいる電源については、早期の自立化に向けて、事業者のコスト低減を促すよう買取価格を設定する仕組みとすることが必要である。」と記載しております。</p> <p>具体的な入札参加要件等については、再生可能エネルギーの導入実態や、諸外国の取組を踏まえ、調達価格等算定委員会の意見を聴きながら決定してまいります。</p>
<b>太陽光発電について</b>		
21	<p><b>(住宅用太陽光発電について、導入支援をつづけるべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用太陽光発電については、買取価格を据え置くべき。</li> <li>住宅用 10kW未満の太陽光発電の買取は 10年と期間が短く、この上価格低減スケジュールで買取価格を順次下げていくことは、制度上適切でないと考える。</li> <li>安定的普及のために売電単価を長期固定化し設置の安心感を与え、太陽光と蓄電池をセットで導入することを義務化する。</li> <li>国産分散型エネルギーとしての家庭用は、まだまだ普及率が低い現状で、国民の認識もまだ低い現状で、その目的から今後もさらに多くの家庭で導入を図る積極策と支援が必要です。</li> </ul>	<p>住宅用の太陽光発電の買取価格については、国際的に見ても高い水準に留まっていることから、事業者のコスト低減を促すような価格低減スケジュールを示す方式が適切だと考えています。</p> <p>また、住宅用太陽光発電の導入拡大に向けては、FIT 制度とは別に、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」(ZEH) やエネルギーマネジメントシステムの導入促進など、省エネ施策や蓄電池を含めた支援策の充実を図っていきます。</p>

22	<p><b>(住宅用太陽光等の買取期間終了後の扱いについて)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「住宅用」太陽光発電については、個別案件の発電電力量は小さいとはいえ、余剰電力を売電して収入を得るからには、ある程度のリスク負担をすべきであり、余剰買取制度に基づく買取期間（現行：10年）終了後も、国民負担を原資とする賦課金で発電電力を買い取るような措置は不要である。</li> <li>3年後にせまったFIT導入時の設置者の買取期間終了後の対応について、早期に制度整備を図るべきである。</li> </ul>	<p>買取期間終了後のFIT電源については、通常の電源と同様に、各発電事業者または電源設置者が小売電気事業者と相対契約を締結した上で売電することとなります。</p> <p>他方、買取義務が無い場合、小売電気事業者との契約が成立しない場合もありえることから、住宅用太陽光について送配電事業者等による買取メニューの策定等の措置について検討してまいります。</p>
<b>分散型エネルギーについて</b>		
23	<p><b>(自家消費を含めた分散型エネルギーの推進を進めるべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国エネルギー自給率向上、地域活性化、技術革新の発展による国際競争力向上に向けて、地域に密着したエネルギー源を後押しするための諸政策や多くの国民（消費者）の理解と参画を促す政策を加えるべきです。</li> <li>ゼロエネルギー住宅などのエネルギーの自家消費至上にも通じる「蓄熱」「蓄電」「水素」などの技術開発や導入に対し、さらに補助促進策を早急に推進すべきである。新エネルギー導入促進と共に連係した政策として、推進をお願いしたい。</li> <li>自家消費を増やすことで国民負担を軽減することが可能であるため、自家消費モデルを推進する制度も検討して頂きたい。</li> </ul>	<p>地域に密着した再生可能エネルギーの導入拡大を目指すには、機器の開発・導入支援とともに、住宅・建物、地域コミュニティーを含めた地域分散型のエネルギーシステムの構築が重要です。</p> <p>このため、経済産業省では、こうした取組を推進すべく、自家消費向けの再生可能エネルギーの発電設備及び併設する蓄電池の導入支援、家庭用燃料電池（エネファーム）の普及促進、蓄電池や水素利用技術の低コスト化技術開発等の個別機器の開発・導入支援や、省エネ性能の高い住宅や建物の普及に向けたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビルの導入支援、再生可能エネルギー等を地域で有効利用する地産地消型のエネルギーシステムの構築への支援などの対策を講ずることとしています。</p> <p>引き続き、FIT制度に加え、こうした政策も組み合わせながら、分散型エネルギーの推進に取り組んでまいります。</p>

## 賦課金減免措置

24	<p>(賦課金減免措置の減免率8割を維持すべき)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>わが国の電力多消費産業が今後も国際競争力を担保し、国内操業を維持しながら勤労者の雇用と生活を守るためには、賦課金の減免水準の引き下げを検討するのではなく、最低限、現状を維持するかむしろ引き上げや対象拡大といった前向きな検討をしなければ、産業・企業の存続が危ぶまれることとなる。</li><li>賦課金の減免水準についても安易に引き下げるのではなく、産業・企業に与える影響について中長期にわたり検討し、ものづくり産業の国際競争力の維持・強化に資するような改正をお願いしたい。</li><li>「賦課金の減免水準についても、一律8割とすることへの妥当性に関し、引下げを含めて、検討することが必要」について反対する。もし、引下げる場合も、「真に必要な事業者」とは誰なのかの観点で、我が国製造業の基盤を支える中小企業については、国際競争力の維持・確保及び省エネ促進の観点から、現状の8割減免を維持するよう強く要請する。</li><li>中小の電力多消費産業にとっては電力料金は上がる一方で、減免が無くなることは死活問題である。よって、電力多消費産業に対する賦課金減免制度は最低でも現状維持とすべきである。</li><li>企業においては、電力料金の向上が経営の存続を危ぶませています。このままでは国際競争力に対抗できず、国内の産業の弱体化及び国内空洞化を招きます。賦課金の問題もありますが、電気料金の絶対額の減額が必要と考えています。</li><li></li></ul>	<p>賦課金の減免制度は、電力多消費産業の国際競争力の維持・強化の観点から、今後も維持していくことが必要です。一方で、制度の対象とならない、家庭や事業者との関係で、しっかりと説明責任が果たせる制度となるよう、電力多消費事業の省エネの取組状況の確認や、国際競争力の強化等の制度趣旨の徹底を図ってまいりたいと考えております。その際、電力多消費事業の事業継続に問題が生じないよう、制度の詳細について検討していきます。</p> <p>また、電力コスト全体については、エネルギーミックスにおいて現状よりも引き下げることであり、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るため、FIT 制度の見直しを行います。</p>
----	---	---

25	<p><b>(減免金額や減免率等の制度を見直すべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の一律8割減免ではなく、原単位に応じたフォーミュラによる減免が妥当であると考えます。</li> <li>・ 賦課金の減免水準も過疎地域と都市部で基準を変えることを採用することが妥当と考える。</li> <li>・ 現行で一律8割という高い減免割合を引き下げ、固定単価とし上限を設け、減免対象業種や事業者を絞り込み、省エネ実績を減免措置の必要条件とするべき。</li> <li>・ 現在の仕組みでは原単位8倍を超えるかどうかの1点で、8割免除か免除ゼロと分かれる。そのため原単位8倍前後では、電力料金の負担額に逆転現象が起きており、逆に省エネインセンティブが働かないばかりか、今後、賦課金単価が上昇すれば逆転現象の範囲はさらに拡大することが予想される。今回の見直しではこのようは制度的な欠陥の是正を強く要望する。</li> </ul>	<p>賦課金の減免制度は、電力多消費産業の国際競争力の維持・強化の観点から、今後も維持していくことが必要です。一方で、制度の対象とならない、家庭や事業者との関係で、しっかりと説明責任が果たせる制度である必要があります。こうした観点を踏まえて、今後、電力多消費事業の省エネの取組状況の確認や、国際競争力の強化等の制度趣旨の徹底を図ることとし、頂いたご意見も参考にしつつ、制度の詳細について検討してまいります。</p>
----	--	---

26	<p><b>(賦課金減免の申請や認定にあたり柔軟な運用を認めるべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客の要求で有償支給材を受け取り一旦売上に計上するケースや外注している分を売上として計上するケースなど、見かけ上売り上げが大きくなるケースがある。これを実際に加熱エネルギーに関係する売上だけで正確な原単位を計算するように配慮をお願いしたい。</li> <li>・ 賦課金の減免の申請に関する手続きをもっと簡便にして欲しい。</li> <li>・ 原単位の算出方法においては、電力使用量のみで基本料金や電力単価の違いが全く反映されず、当業界のように中小企業にもかかわらず契約電力が大きいため基本料金が高く、電力単価も大企業に比べ高い事業者にとっては著しく不利な状況となっている。今回の見直しではこのようは制度的な欠陥の是正を強く要望する。</li> <li>・ 会計上における事業区分の考え方として、自社で製造する事業（鑄造部門）と、電気を利用しない卸売業（木型等部門）が別事業として区別できるような取扱いをしていただきたい。</li> <li>・ 現行の減免認定基準の算出方法について、原材料価格が極端に高い材料は鑄造業の代表的な材料価格と同様に算出計算できるようにしてもらいたい。</li> <li>・ 1事業所で複数の事業を営む場合は、社内子メーターによる計測の採用を認め賦課金減免を判断するようにしてもらいたい。</li> </ul>	<p>減免措置の運用については、例えば、子メーター計測により原単位を計算して制度の基準を満たす事業の申請を認めることを検討するなど、事業の実態を踏まえながら、真に必要な事業者が減免措置の適用が受けられるような制度となるよう、頂いたご意見も参考にしつつ、検討してまいります。</p>
----	--	--

27	<p><b>(賦課金減免措置の対象業種の見直しを行うべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ FIT 賦課金が年々増大しているが、真に国際競争に係っていない業種が減免されていることが一因である。国際競争力の維持、強化が観点の減免措置は、国際競争に係らない産業に適用することは不公平と言わざるを得ない。減免すべき産業をしっかりと判別していただきたくことを要望する。</li> <li>・ 上下水道や工業用水道等、費用増による公共料金値上げにより、国民生活や経済に影響が大きな事業については、現行制度を維持すべき。</li> </ul>	<p>賦課金の減免措置は、事業所ごとに認定を行う制度であり、業種単位で特定のものが排除されるわけではありません。今後、国際競争力の強化という制度趣旨の徹底を図る中で、頂いたご意見も参考にしつつ、事業の実態等を伺いながら、制度の詳細について検討してまいります。</p>
----	--	---

<p>28</p>	<p><b>(賦課金減免措置の原資は特別会計で措置すべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネの取り組みで減免対象を選別される際は、電力使用量の合理化への取り組み、国際競争力の観点のみならず、その企業の製品（機能）が有する省電力の貢献度や、省資源・省エネ・環境負荷低減を実現する製品の研究開発活動についても評価に加えて頂きたくお願い致します。</li> <li>・ 省エネを評価する際は、過去の努力も十分考慮された制度設計を要望します</li> <li>・ 「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の拡充」等の省エネに係る補助金の継続と電力多消費産業の中小事業者への補助率上乘せや省エネ基準緩和等の措置を希望する。</li> <li>・ 省エネに対する対策は絞り込まれている事もあり、今後更なる毎年1%の省エネ達成のハードルは高く、中小企業にとっては厳しい状況になっている。そこで、電力多消費産業の中小企業に関しては、省エネの基準を緩和して欲しい。</li> <li>・ 電力使用量の合理化（省エネ）に取り組んでいることを省エネ定期報告の評価制度によって行う場合は、電気炉による鉄鋼生産を行っている事業者については稼働率補正を行う等の配慮や省エネ設備導入実績などの活動把握が必要である。</li> </ul>	<p>省エネの取り組みを評価する際は、省エネをこれまで取り組んでこられ、既に高い省エネ水準を達成している事業者にも、配慮した制度設計となるよう、頂いたご意見も参考にしつつ、検討してまいります。省エネに係る補助金については、平成 27 年度補正予算において中小企業に使い勝手の良い省エネ補助金を措置しています。また、平成 28 年度予算案においても、省エネ補助金を計上しており、採択の際は中小企業の事業への評価を行う予定です。こうした支援策によって、中小企業の省エネの取り組みを後押ししていきます。</p>
-----------	---	--

リードタイムの長い発電について		
29	<p>(リードタイムの長い電源について導入を拡大すべき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地熱発電に関しては環境影響評価法の期間の短縮も大切だが、それよりも自然公園法の規制緩和も重要ではないだろうか</li> </ul>	<p>地熱発電の導入拡大を図る上で自然公園法の規制緩和は重要であると考えており、規制緩和が進められています。具体的には、平成 24 年 3 月に、第 2 種特別地域・第 3 種特別地域・普通地域における開発が条件付で認められました。また、平成 27 年 10 月には、国立・国定公園内における第 1 種特別地域への同区域外からの傾斜掘削規制や、第 2 種特別地域・第 3 種特別地域における建築物の高さ規制について、条件付で認めるべく環境省自然環境局長通知が発出されました。さらに今後、同通知の解説も公表される予定です。</p>
30	<p>(リードタイムの長い電源の価格を中長期示す案に賛成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>より発電コストが低いものの事業の立ち上がりまでのリードタイムの長い一般水力や地熱、風力といった再生可能エネルギーや、エネルギーの地産地消の推進に資するバイオマスの導入は進んでいない。このような電源の普及を促進するため、数年先の認定案件の買取価格まで予め決定する仕組みの導入に賛成する。</li> <li>水力や地熱など、特に開発期間の長い電源には特段の配慮をお願いしたい。</li> </ul>	<p>リードタイムが長い電源については、事業の予見可能性をより一層高め、事業化決定を促す観点から、FIT 制度上、翌年度分の買取価格だけでなく、リードタイムに応じて数年先の認定案件の買取価格まで予め決定することを可能とする仕組みとすべきと考えております。なお、期間の長さについては、電源ごとにリードタイムや事業性判断のタイミングが異なることに配慮した上で、電源ごとにそれぞれ 2～5 年程度の期間となることを想定しています。</p>
バイオマス発電について		
31	<p>(輸入木材等による燃料調達を減らすべき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策とエネルギー自給率向上に寄与するものであるべき。海外の木材等や農作物残渣を化石燃料を大量に使用して遠路運搬、燃料とすることには反対。</li> <li>輸入バイオマス燃料は、自給率向上に貢献しない上に、需給状況によっては調達価格の高止まりを招きかねない。このため導入目標や調達価格の設定は慎重に行うべきである。</li> </ul>	<p>関係各省とも連携しながら一般木材の利用を拡大し国産バイオマスの開発に努め、輸入チップ等に過度に頼らない体制の構築を目指していきたいと考えております。</p>

系統整備等について		
32	<p><b>(再エネ導入拡大のために系統整備を進めるべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度は、再生可能エネルギーの導入の拡大が目的であり、導入受け入れ出来るようにインフラ整備が促進されることを望みます。</li> </ul>	<p>再生可能エネルギーの導入拡大のためには送電網の整備も重要であると考えています。このため、経済産業省では、東北地域等における風力発電の導入拡大のための地域内での送電網整備の実証や、再生可能エネルギーの周波数変動対策のための大型蓄電池の実証等の取組を行っています。また、電力広域的運営推進機関においては、系統への接続を希望する事業者を広く公募し、応募してきた複数の事業者が系統増強に必要な工事費をそれぞれの規模に応じて共同負担することで送電網整備を円滑に進めることができるようにするプロセスの導入や、再生可能エネルギーの導入にも資する地域間連系線の整備計画の検討を行っています。</p>
買取義務者の変更等について		
33	<p><b>(買取義務者は小売電気事業者であるべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>FIT 電源買取義務者は、現行制度と同じく小売電気事業者とすることを要望します。</li> <li>発送電分離、卸電力市場の拡充、発電源証明制度などが整備されていない状況で、買取義務者を送配電事業者する場合は、そのデメリットを軽減する措置や制度が必要であり、制度変更は慎重に行うべきである。</li> <li>送配電事業者が買取った電力をどのように扱うのか、卸市場において売却するのか、小売業者に配分するのかなど、非常に重要な事項が全く決まっていななかで、買取方式だけを変更させることにも大きな問題がある。ゆえに従来どおり、FIT 発電事業者と小売事業者間の直接取引を認めるべきである。</li> </ul>	<p>送配電事業者が買い取った後の FIT 電気については、①卸電力取引所経由の引渡しを基本とした上で、②発電事業者と小売事業者との間で合意が成立している場合には当該小売業者に引渡すこと、③沖縄や離島等、卸電力取引所が活用できない場合等に小売事業者への割付けにより引渡すことを可能とする仕組みとする方向で検討を行っています。</p> <p>これにより、再生可能エネルギー電気の広域的な融通等を促進し、我が国全体で再生可能エネルギー電気の利用拡大に努めます。</p> <p>なお、送配電事業者による買取りは、原則として新制度施行後の新規買取分を対象とし、新制度施行時に小売電気事業者が買い取っている既存契約分については引き続き小売電気事業者が買い取ることを原則としてまいります。</p>

34	<p><b>(民間事業者による新ビジネス・サービスを阻害しないか)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買取義務者の変更(小売→送配電)は、再エネの広域融通による受け入れ拡大が容易になる一方、再エネによる小売電気事業者の地産地消ビジネスモデルやバーチャルパワープラント(VPP)等の民間事業者による新ビジネス・サービスの育成を疎外することにならないか？</li> </ul>	<p>送配電買取移行後も、発電事業者と小売事業者との間で合意が成立している場合には、送配電が特定の再生可能エネルギー電源から買い取った再生可能エネルギー電気をそのまま特定の小売業者に引き渡すことを認めることにより、地産地消等の取組を実質的に可能としてみられます。</p>
35	<p><b>(実務が二重になることにより、事務的コストが増大するのではないか)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧制度分と新制度分が当面の間併存してしまい、小売り・送配電両部門に係る実務が二重化することで、現場業務負担や事務コストの増大等につながるため、可能な限り効率的な業務運営ができるよう、様々な方法を検討すべきである。</li> </ul>	<p>送配電買取と小売買取の併存を認めることにより、社会的コストが増大することのないよう、詳細設計の際に配慮してまいります。なお、新制度施行後は、新規の小売買取は認めず、既存分の切替も送配電買取のみ認める(小売間の切替を認めない)ことにより、送配電買取の比率を高めていく方向で検討を進めてまいります。</p>
36	<p><b>(送配電事業者が買取義務者であるべき)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電事業者もしくは小売事業者からの求めにより、両者で契約変更の合意が得られた場合には、送配電事業者へ買取りを変更することとしていただきたい。また、FIT法を改正する場合には、上記事項を制度措置していただきたい。</li> </ul>	<p>送配電事業者による買取りは、原則として新制度施行後の新規買取分を対象とし、新制度施行時に小売事業者が買い取っている既存契約分については引き続き小売事業者が買い取ることを原則とします。ただし、新制度施行後に発電事業者が小売事業者による買取りから送配電事業者による買取りへの変更を求めた場合には、変更することを可能としてみられます。</p>
37	<p><b>(再エネ導入拡大に伴う市場の整備等が必要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな卸電力市場の拡充や、電力小売全面自由化、発送電分離などの電力システム改革と密接に連携して、本格的な自然エネルギーの導入に着実に備えていくべきである。</li> <li>・ FIT電気の環境価値について、ポストFITもにらみ、「負担をしている全需要家に配分される」という従来の考え方に捉われず、その環境価値を電気を販売する事業者(小売を想定)がアピールできるような制度への変更についても検討していくべき。</li> </ul>	<p>電力システム改革の成果も活かしつつ、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた新たなルール作りを進めてまいります。</p> <p>FIT電気の環境価値については、現在、「負担をしている全需要家に配分される」と整理していますが、この価値を買い取るニーズが存在する場合には、対価を支払う者に環境価値を付与することでFIT制度の国民負担の軽減を図ることを含め、引き続き検討を行ってまいります。</p>

## 出力制御に関するルール整備等

38	<p>(再エネ導入拡大に伴う出力制御等のルールを整備すべき)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>出力制御に関するルールを整備するにあたっては、そもそも、FIT制度の下で導入される再生可能エネルギーが高コストであることを認識し、メリットオーダーでの調整がなされるよう、優先給電ルールを見直すべきである。</li><li>自然変動電源の大量導入に伴って発生する系統運用に係る費用（火力による焚き増し、焚き減らしに伴う効率性低下など）については、その費用の特定と適切な負担のあり方について早急な検討と制度化を行うべき。</li><li>広義の国民負担の抑制と再エネの導入のためには、電力システム改革を活用し、出力抑制関連の方針を見直すべきである。例えば、優先給電ルールを経済合理性に合わせて見直すことや、必要となる予備調整電力の見直しなどである。</li><li>計画的な広域系統整備・運用については賛成いたしますが、地域間連系線の有効活用のための運用ルールの見直しはぜひお願いしたいと考えます。</li><li>経済的な調整に際しては、特に規模を考慮したものとして頂きたい</li></ul>	<p>経済産業省では、本年4月の小売全面自由化（ライセンス制導入）以降、一般電気事業者の火力発電等に限らず、新電力等が調達した火力発電等についても自然変動電源に先立って出力抑制の対象とすることを検討しています。その中では、まず最初に出力抑制指令を行う電源として、一般送配電事業者があらかじめ確保する調整力（火力等）や一般送配電事業者からオンラインで調整ができる火力発電等から抑制することを考えています。その場合、指令を行う一般送配電事業者は、経済原理に従って基本的にメリットオーダーで調整し、高コストの電源から抑制指令を行うことになると考えています。</p> <p>また、必要な調整力については、現在、電力広域的運営推進機関において、再生可能エネルギーの導入拡大や小売全面自由化等の環境変化を踏まえた調整力の量について検討を行っています。</p> <p>系統安定化費用については、具体的にどのような費用が再エネ導入に伴い発生するのかを特定していくことが必要であり、これについて特定が可能かどうかについて、事業者の意見も聞きつつ、検討を行っているところです。</p> <p>電力広域的運営推進機関では、地域間連系線を可能な限り有効に活用するため、30分毎の断面できめ細かく運用容量を設定することや、発電設備設置者も地域間連系線の利用申込みを認めるようにすること等、新たなルールの運用を開始しております。</p> <p>なお、出力制御の経済的取引については、技術的・制度的側面の双方から今後、具体的な検討を進めてまいります。</p>
----	---	--

39	<p>(系統に対する情報公開を徹底すべき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「出力抑制に関する情報の透明性を高めるための情報開示を行うべきであり」については、積極的に行い、様々なシミュレーションが行えるデータを電力会社から開示してもらい、出力抑制の見通しも第三者から出してもらいたい。そのような環境整備をして欲しい。</li> </ul>	<p>再生可能エネルギーの出力制御に関する情報の公平性を高める観点から、一般送配電事業者が各社のウェブサイト上において、エリア需給実績に関する情報を公表することを検討しています。また、再生可能エネルギーの出力制御の見通しについては、第三者からなる有識者委員会である総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会系統ワーキンググループにおいて検討を行い、指定電気事業者の出力抑制の見通しを公開しています。</p>
<p><b>その他</b></p>		
40	<p>(RPS 制度が廃止された場合はバイオマス発電に影響が出ないか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RPS 制度が廃止された場合には、バイオマス発電にどのような影響が出ると想定されているか。</li> </ul>	<p>なお、現在 RPS 制度の認定を受けている設備の多くは投資回収が終わっており、RPS 制度を廃止することにより、バイオマス発電などの再生可能エネルギー源を利用した発電量が著しく減少するものではないと考えております。</p> <p>なお、頂いたご指摘を踏まえ、「既存の RPS 認定設備に悪影響が生じないような措置を講じながら」と追記いたしました。</p>